

# 令和3年度税制改正に関する要望

令和2年11月5日

全国町村議会議長会

## 令和3年度税制改正に関する要望

令和2年11月5日

全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- 2 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 3 地方税は、地域偏在性の少ない税目構成とすること。
- 4 幼児教育の無償化や待機児童の解消など、社会保障施策を実施するための財源を確実に確保すること。
- 5 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、その充実・確保を前提として検討を行うとともに、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。
- 6 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきもので

あり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

7 令和3年度の固定資産の評価替えに当たっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

8 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の税負担軽減措置等を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

9 自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

10 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

11 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

12 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

13 法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は、多大な行政サービスを受益していることや、現時点では競争環境が必ずしも十分に整っていないこと、また、都道府県的大幅な税収減となった場合、市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながることを踏まえ、同制度を堅持すること。

14 農林漁業用 A 重油石油石炭税及び軽油引取税に係る税制特例措置を恒久化すること。

15 消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免除の特例措置を延長すること。

16 除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。

17 半島地域における地方税の不均一課税に伴う措置を延長すること。

18 離島地域及び奄美群島地域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を延長すること。

19 半島地域、離島地域及び奄美群島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

20 沖縄における課税の特例措置を延長すること。